

千葉県社会福祉協議会 職場体験事業実施要綱

1 目 的

福祉分野における人材確保のため、当該分野の業務に関心を有する者及び就労を希望する者に対して、当該サービスを提供する受入施設等において職場体験を行う機会を提供する。

この職場体験を通じて、体験参加者の業務への理解を深め就労への動機付けとすることにより、当該分野への円滑な人材の参入や定着を促進することを目的とする。

2 実施者

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、千葉県より委託を受けて実施する。

3 対象者

介護等の仕事に関心を有する中学生以上の者（以下、「体験参加者」という。）であること。

4 対象受入施設・事業所

千葉県内に所在する、職場体験の受入を希望する社会福祉施設、事業所等（以下、「受入施設等」という。）において実施するものとする。

5 実施条件

実施条件は、下記のとおりとする。

- （１）職場体験の期間は、原則として１人１日のみの体験とする。
- （２）体験参加者については、資格の有無は問わず、事業の趣旨を理解し、福祉等業務に対する知見の向上、技術の取得等に意欲のある者であること。
- （３）１日における受入時間は、概ね６時間程度とする。
- （４）職場体験中における業務従事については、無給とする。また、体験に必要な費用（受入施設等までの往復交通費、受入施設等における食事費用、ユニフォーム着用等に係る被服・クリーニング費用等）については、体験参加者の負担とする。当該費用は受入施設等が必要に応じ体験参加者から直接徴収するものとする。
なお、実施にあたり、体験のうえで体験参加者が負担すべき費用、用意すべき物品等事前準備内容については、受入施設等があらかじめ明示すること。
- （５）本会は事業の実施にあたり、全国社会福祉協議会が用意するボランティア行事用保険に体験参加者を加入させ、事業の円滑な実施及び万一の事故等の対応に備えるものとする。
- （６）受入施設等が健康診断、感染症に係る検査の実施等を体験参加者に対し求める場合は、当該検査費用等は受入施設等で負担するものとする。
- （７）体験参加者受入費用として、本会は、受入施設等に対し体験参加者１人１日あたり５，９２０円の助成金を支払うこととする。

6 実施方法

本実施要綱に基づき、事業を実施する際の具体的な事務手続きについては、別に定める「千葉県社会福祉協議会 職場体験事業業務実施要領」による。

7 職場体験の内容

受入施設等は、下記（１）～（３）の内容を基本に、体験参加者個々の資格の有無、就労経験等を考慮したうえで体験プログラムを定めること。

- （１）介助、自立支援、療育、養護、養育などの介護・保育体験
- （２）散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験
- （３）掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

8 個人情報の取扱いについて

- （１）本会及び受入施設等が本事業により取得した個人情報については、本事業の実施、遂行のためのみに使用するものとする。
- （２）体験参加者が体験上、受入施設等において知り得た利用者等の個人情報については、口外してはならない。

9 問い合わせ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター
〒260-8508

千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1F

TEL：043-306-2593 FAX：043-306-1281